

年金機構けんぽからのお知らせ（第540号）6.11.19

被扶養者の住民票住所変更の届出について

平素から当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

被保険者の住民票の住所情報は、既に事業主より提供をいただいておりますが、被扶養者の住民票の住所情報に変更があった場合は、「【別紙】健康保険被扶養者 住民票住所変更届」にて届出をしていただきますようお願いいたします。

オンライン資格確認等システムへ、より正確な資格情報の収録を行うとともに、個人番号の誤登録を防止する観点から、何卒ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※なお、現在コラボヘルスの推進により、別途、間接業務システムに登録された被扶養者の居所を事業主より提供をいただいておりますが、本お知らせはマイナンバー等の運用に関する住民票の住所情報に変更が生じた場合の措置となります。このため、被扶養者の住民票の住所情報に変更があった場合のみ提出をお願いいたします。

【提出先】

日本年金機構健康保険組合



照会先	日本年金機構健康保険組合 業務課 電話番号 03-5216-3223 ※お問い合わせは12時～13時を除いた時間帯にお願いします。 (12時～13時は担当不在により回答できない場合があります。)
添付資料	【別紙】健康保険被扶養者 住民票住所変更届